

## 職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する規則(令和7年御杖村規則第12号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「15円」を「20円」に改める。

### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。